

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定商工業者該当基準引き上げの許可
根拠条例・規則等名		商工会議所法
条 項		第 7 条第 2 項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課（電話：048-829-1362）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	基準の引上げは、地区内の人口、会員数、商工業者数、特定商工業者数等の実態等を勘案し、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、必要最小限度の範囲において認めることとしており、あらかじめ具体的な基準を設定することは困難である。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		